

「振込規定」変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

系統内限

Page	改正後	現行	備考	差異
	振込規定	振込規定		
	1. 適用範囲	1. <u>(適用範囲)</u>	見出しの変更	変更
	(省 略)	(同 左)		
	2. 振込の依頼	2. <u>(振込の依頼)</u>	見出しの変更	変更
	(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。	(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。		
	① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。	① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。		
	② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。	② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。		
	③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。	③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。		
	(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。	(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。		
	① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。	① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。		
	② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。	② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。		
	③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。	③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。		
	④ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。	④ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。		
	⑤ 文書扱いは振込機では取扱いません。	⑤ 文書扱いは振込機では取扱いません。		
	(3) 上記(1)および(2)に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(3) 上記(1)および(2)に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
	(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、 <u>「振込資金等」</u> といいます。）を支払ってください。	(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。	体裁の変更	追加
	3. 振込契約の成立	3. <u>(振込契約の成立)</u>	見出しの変更	変更
	(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。	(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。		
	(2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。	(2) 振込機による場合には、振込契約は、当組合がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。		

Page	改正後	現行	備考	差異
	(3) 上記(1)(2)により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書またはご利用明細票（以下、 <u>「振込金受取書等」と</u> いいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	(3) 上記(1)(2)により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書またはご利用明細票（以下「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	体裁の変更	追加
	4. 振込通知の発信	4. <u>（振込通知の発信）</u>	見出しの変更	変更
	(省 略)	(同 左)		
	5. 証券類による振込	5. <u>（証券類による振込）</u>	見出しの変更	変更
	(省 略)	(同 左)		
	6. 取引内容の照会等	6. <u>（取引内容の照会等）</u>	見出しの変更	変更
	(省 略)	(同 左)		
	7. 依頼内容の変更	7. <u>（依頼内容の変更）</u>	見出しの変更	変更
	(省 略)	(同 左)		
	8. 組戻し	8. <u>（組戻し）</u>	見出しの変更	変更
	(省 略)	(同 左)		
	9. 振込資金の返却	9. <u>（振込資金の返却）</u>	見出しの変更	変更
	(省 略)	(同 左)		
	10. 通知・照会の連絡先	10. <u>（通知・照会の連絡先）</u>	見出しの変更	変更
	(省 略)	(同 左)		
	11. 手数料	11. <u>（手数料）</u>	見出しの変更	変更
	(1) 振込の受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。	(1) 振込の受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。		
	(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。この場合、上記(1)の振込手数料は返却しません。 <u>また、依頼どおりの処理ができなかったときも、訂正組戻手数料は返却しません。</u>	(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の <u>組戻</u> 手数料をいただきます。この場合、上記(1)の振込手数料は返却しません。	網掛部分の変更は「任意」。	変更
	(3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当組合所定の手数料をいただきます。 <u>この場合、上記(2)の組戻手数料は返却しません。</u>	(3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当組合所定の手数料をいただきます。		変更
	(4) 振込資金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。	(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却 <u>いた</u> しません。		削除
	(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。	(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。		
	(6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落す	(6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落す		

系統内限

Page	改正後	現行	備考	差異
	ことが出来るものとします。	ことが出来るものとします。		
	12. 災害等による免責	12. <u>(災害等による免責)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
	(省 略)	(同 左)		
	13. 譲渡、質入れの禁止	13. <u>(譲渡、質入れの禁止)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
	(省 略)	(同 左)		
	14. 貯金規定等の適用	14. <u>(貯金規定等の適用)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
	(省 略)	(同 左)		
	15. 規定の変更等	15. <u>(規定の変更等)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
	(省 略)	(同 左)		
	以上	以上		
	(令和 <u>7</u> 年 <u>10</u> 月 1 日現在)	(令和 <u>2</u> 年 <u>4</u> 月 1 日現在)		<u>変更</u>

附則

(実施日)

この規定は、2025 年 10 月 1 日から実施する。